



発行人 山田 修
編集人 高田 直樹

http://www.weekly-net.co.jp

購読料3か月10,500円 振替口座 00950-4-106153
昭和62年11月14日第三種郵便物認可 ©物流産業新聞社 2009
I S O 9001:2000認証取得 審査登録機関:LRQA

東京本社 東京都新宿区舟町7(ロクサンビル4F) ☎03(3226)9371(代)
中部本社 名古屋市熱田区尾頭町2-2 ☎052(681)2230(代)
大阪本社 大阪市東住吉区山坂4-15-14 ☎06(6608)0501(代)

全国10拠点をネットワーク

おまかせください
街の法律家 行政書士に
運送業 倉庫業 特殊車両
許可 登録 通行許可
愛知県行政書士会
名古屋市中区東区1丁目15番30号
TEL: 052-931-8068 FAX: 052-932-3647
URL: http://www.aichi-gyosei.or.jp/

トレーラハウスで調整区域に進出

11月に第一号誕生が

物流法施行以降、規制緩和は進んでいるとされるが「市街化調整区域」活用では、いまだに特積み事業者(旧路線事業者)ばかりの優遇され、旧区域事業者には厳しい。車庫や事務所を建てたくても管理者(地方自治体)から「開発許可」がおりないため、全国でも市街化調整区域に進出している中小トラック業者はごくわずか。こうした中、トレーラハウスを利用して市街化調整区域に拠点を配置しようとするケースが現れた。関係者によれば運輸支局の認可は間近とのこと、実現すれば日本初のトレーラハウス事業所となるほか、中小の調整区域進出に弾みをつける画期的な事例として注目される。(土居忠幸)



トラック事業者が市街化調整区域を利用する場合は、旧路線にあたる特積み事業者は市町村による開発許可は不要。一方、一般トラック事業者(旧区域事業者)は必要とされ、許可条件は市町村でまちまちだが、いずれも中小にとって厳しい制約が設けられ、なかなか実現していない。審査は建築物に集中しており、「建築物でないと、商社まで参入

「間産業」に追い払われる要因となった。トレーラハウスが「建築物か否か」も基準があいまいで、行政担当者によって判断が分かれることが多かった。現在、トレーラハウスの取り扱いについては02年以降、全国建築行政会議(現日本建築行政会議)で厳格な設置基準などを定めている。日本トレーラハウス協会の大原邦彦会長は「全国でトレーラハウスは6000台ほど稼働しているが、法的に問題がないのは2003年300台ぐらい」「コンプライアンスを守る業界にしなければ」と話す。大原氏の努力もあり、業界に少しずつ認知されてきたトレーラハウスは、喫茶店やラーメン店などの用途で利用されている。とくにニッポンレンタカーとマツダレンタカーは昨年、新設する営業所はすべてトレーラハウスにすることを決めた。建築物でなくとも、容易に開店や閉店・移転ができるメリットに注目したという。レンタカー営業所では「絶対に新規の建築物は認められない」「種住専(第一種住宅専用)に進出したケースも出現した。大原氏は「住まいも事務所も『建築物でなければいけない』は古い考え方。非建築物でも立派な事務所になる。運送業界のことは分からないが、困っている原因を取り除ける原因を生み出す見込みだ。国交省は「開発許可問題は地方行政に委ねている。違法建築物でなく開発許可さえあれば、運輸行政として新設事務所なら『認可』、移転なら『届出受理』の形で処理するだけ」という。千葉県の事業者のケースでは現在、自治体側と運輸支局の調整はスムーズに進んでおり、早ければ11月中にもトレーラハウス事業所第一号が市街化調整区域に誕生する見込みだ。

写真提供: 日本トレーラハウス協会